

## 第 60 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

1 日 時 平成 28 年 11 月 29 日 (火)  
14 時 00 分から 15 時 30 分まで

2 場 所 神戸市教育会館 4 階 404 号室

3 出席者 部会長 荏原 明則  
委員 森津 秀夫  
委員 片山 朋子  
委員 住友 聰一  
委員 小村崎栄一

4 審議案件

法第 8 条第 4 項の規定に基づく県の意見の有無等 (案) について

① (仮称) ゴダイドラッグ湯村店 (新設)

5 審議の概要 別紙のとおり

## 議案1：(仮称)ゴダイドラッグ湯村店

### 審議の概要

事務局から届出施設の概要（駐車場の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：付図2と付図3とで、計画地の敷地形状が少々異なっているように見える。

正確な記載を徹底してもらいたい。騒音予測の結果について、騒音の総合的な予測・評価については、全て環境基準に適合しており問題ない。議案書には騒音が最大値となる高さの結果のみの記載となっているが、複数の高さで予測を行っているので、比較のためにも、他の高さにおける結果についても記載してほしい。

事務局：今後は他の高さの予測結果についても記載するように留意する。

委員：夜間において発生する騒音ごとの予測・評価について、規制基準を超過している予測結果が非常に多く見られる。保全対象物の壁面での数値が規制基準以下になっているので運用上は問題ないが、計算結果を見ると、騒音ひとつひとつについての予測結果ではなく、複数の騒音を合成した結果で予測を行っているようである。その結果、騒音ひとつひとつについての予測結果より大きな値が出ている。安全側での検証ということであると思われるが、計算方法については、その意図を設置者に確認してもらいたい。以前、計画地周辺で測定した夜間の環境騒音は非常に低かったので、本施設を設置することにより、住民から騒音に関する苦情が出る可能性がある。関係機関からの意見の中でも、騒音に関するものが出ているため、この内容を留意事項に記載してもらいたい。

委員：駐車場出入口の看板について、本施設は、国土交通大臣の認定を受けて交

差点内に駐車場出入口を設置している特殊な状況なので、一般通行車両にも出入口があるということを十分認識させるために、駐車場出入口を示す看板の設置を条例審議時に指摘した。

事務局：委員の指摘のとおり、交差点内に駐車場出入口を設置している特殊な計画である。事務局としても、駐車場出入口を明確に示す看板の設置を設置者に強く求める。

委員：周辺住民に駐車場出入口として認知されるためにも、看板の設置を強くお願いしたい。

委員：駐輪場2について、条例審議時に場所を駐輪場1の付近に移動ができないか指摘していたが、これはどうなっているのか。

事務局：設置者に検討するよう指示したが、駐輪場1は荷さばき施設に近いため、安全上、駐輪場2をこの場所に集約することは困難であるという回答であった。このため、条例時の位置のままでの届出になっている。

委員：付図3からは、駐輪場2を駐輪場1の付近に移動させたとしても、荷さばき施設に干渉するとは考えにくい。

事務局：荷さばき施設と完全に重なるような配置にはならないが、近接した配置になってしまう。

委員：駐輪場1の付近は、十分スペースがあるので、移動は可能であると考えられる。駐輪場2については、自転車で店舗出入口の前を通過して使用することとなる。自転車から降車せず、乗車したまま誘導通路を通行する懸念もあることから、危険だと考えたため指摘した。店舗出入口前を自転車が往復することにより、安全上の問題が生じると考えられる。

事務局：委員の指摘の趣旨としては、駐輪場2への誘導通路が店舗出入口の前となっているため危険である、ということなので、自転車の誘導案内方法や、

通路を店舗出入口の前を通らないようにする等、何か対策を検討してもらうように設置者に伝える。

委員：駐車場内の車両の通行方法について、記載がないが、全ての車路で双方向通行なのか。

事務局：すべて双方向であると設置者からは聞いている。

委員：駐車場の車路が東西方向に長く、駐車場に車両が入ってからスピードが出やすい構造となっている。駐車場の入口付近に路面表記で「場内徐行」といった注意喚起があれば良いと思う。車路幅員からすると、双方向でも良いと思うが、駐車場内の路面表記が少ないため、回遊する恐れもある。また、車いす用駐車マスについて、荷さばき車両の動線に近接しているので、同じ駐車列の東側のマスに移動させてもいいのではないかと。

事務局：車いす用駐車マスから店舗出入口までの直線距離は、現在の位置が最も近いのだが、安全性を考慮した上でこの場所が適切であるのかは、設置者に再確認する。

委員：一部の駐車マスで車止めの設置がないが、最近の高齢ドライバーの誤発進事故の増加を考えると、設けておいた方がいいのではないかと。

事務局：この地域は、駐車場内の雪かきを行う事情もあり、車止めの設置箇所が限定的になっているのだが、安全性という面からももう一度、設置者に検討してもらおう。

委員：計画地内にある水路上に一部蓋掛けがしてあるが、雪が降った際には、雪をこの水路に捨てるのか。

事務局：雪が降った際には、計画地の東側の「防草シート+採石敷き」と記載しているスペースを雪置き場とし、水路には捨てない計画だと聞いている。

委員：付近には農地が残っているので、ゴミを捨てるなど、農業水路以外の使い

方をすれば、問題が生じる可能性がある。このような開発があった際に、店舗と農業関係者との間で問題が起こるという事例があるため、防止策を考えてもらいたい。開発許可の手続きの中で、地盤や排水施設を整備しているのか。

事務局：本施設の計画の前にも建物が建っていた場所であり、既存の地盤から造成はなく、開発許可の手続きが必要な案件ではない。

委員：(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

**【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に努めること。
- 2 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。
- 3 駐車場出入口が交差点内に位置していることから、交差点利用者に出入口である旨を周知するための看板を確実に設置すること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客者に安全運転を周知し、歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 5 施設に近接する住居から騒音に係る苦情等が生じた場合には、適切な措置を講じること。
- 6 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮したものとするとともに、「景観の形成等に関する条例」に基づく広域景観形成地域と

して指定された「国道9号沿道地域」の広域景観形成基準に適合させるよう努めること。あわせて、敷地内の積極的な修景緑化に努めること。

※ 下線部は追記事項